## 温泉利用施設の皆様へ

水俣病総合対策医療事業(医療手帳・水俣病被害者手帳)への御協力をお願いします

熊本県では、水俣病被害者の方々の健康上の問題を軽減するために、水俣病総合対策医療事業を実施しています。対象となる方は、医療手帳または水俣病被害者手帳をお持ちの方で、温泉を利用された場合の入浴料を、保険適用外のはり・きゅう治療と合わせて月額7.500円まで公費で負担することができます。

対象の方が、温泉利用施設に対し、温泉入浴料の領収証の発行または別紙記入例のとおり所定の様式(はり・きゅう施術・温泉療養費支給申請書)における証明を求められることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。 なお、対象となる温泉利用施設は、温泉法第15条による知事の許可を受けて

## <証明等の留意点>

いる施設です。

- 領収証を発行される場合は、<u>誰が、いつ、温泉を利用され、いくら負担されたのか</u>が 分かるように証明されますようお願いします。(下記記入例を参照してください)
- 公費で負担できる温泉療養費は<u>御本人の入浴料のみ</u>です。宿泊代、部屋代、タオル代 などは含まれません。
- 回数券利用の場合は、回数券購入日ではなく、入浴された日に、一回あたりの金額を 証明いただく必要がありますので御注意ください。
- 記入例を御参考のうえ、証明等をお願いいたします。

## 領収証記入例 領 収 訴 熊 本 太 郎 様 入浴料のみの金額を記入し、 但書にその旨御記入ください 利用者が特定できる 金額 ¥ 5 0 0 ようにフルネームを 温泉利用日と領収日が 御記入ください 異なる場合は、利用日も 但 入浴料として (水俣温泉(許可番号123)) 御記入願います ※ 平成○○年×/×月\*\*日利用分 ◆ 必ず押印してください 平成〇〇年××月口口日 上記正に領収いたしました (屋号印または領収担 当者印可) 熊本県水俣市陣内1丁目1-1 証明者が法人の場合は、 株式会社 水俣企画 温泉機関名が分かるよう 水俣 太郎 代表取締役 (印 に御記入ください TEL: 0966-61-1603

※ご不明な点があれば、熊本県水俣病保健課 (TEL: 096-333-2284) までお尋ねください。